

平成 23 年（ワ）第 812 号，平成 24 年（ワ）第 23 号，平成 27 年（ワ）第 374 号  
九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

原 告 石丸ハツミ 外  
被 告 九州電力株式会社

上 申 書

平成 29 年 7 月 21 日

佐賀地方裁判所 民事部 合議 2 係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

克

彦



同

山

内

喜

明



同

松

崎

隆



同

斉

藤

芳

朗



同

永

原

豪



同

熊

谷

善

昭



同

家

永

由

佳

里



同

池

田

早

織



上記当事者間の平成 23 年（ワ）第 812 号事件のうち、玄海原子力発電所 2 号機の運転差止請求について、現在、玄海原子力発電所 2 号機は、燃料を取り外した上で運転を停止している。また、新規制基準への適合性審査に係る設置変更許可（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 8）を得なければ再稼働できないが、玄海原子力発電所 2 号機については申請を行っていないため、現時点で再稼働することはあり得ない。

よって、玄海原子力発電所 2 号機について、原告らが主張するような重大事故に至る具体的危険性がないことは明白であることから、玄海原子力発電所 2 号機の運転差止請求に関する弁論を分離して審理されるよう上申する。

以 上